

元職員による公金着服事件について

【当該行為を行なった者】	元総務部波野支所勤務 一般事務職 54歳 男性
【事件の概要】	令和6年9月30日付けで阿蘇市を退職した一般事務職の元職員が退職前に所属していた総務部波野支所において会計出納管理業務に担当者として従事し、波野支所会計窓口で納付された公金の一部を数回にわたり着服した。
【事件判明までの経緯】	<p>令和6年10月、阿蘇市内在住の納税者から総務部税務課に納付済みである市税の督促状が届いたとの連絡を受け、納税者宅にて納税者本人が保管する領収書を視認、令和6年7月に波野支所が受領したとする領収印が押印され、納付の事実を確認したが、税務課管理の収納消込システムは未納となっており、原因の特定が急がれた。その後の調査でも同様のケースが数件確認され、システムエラー又は人為的ミスなど想定される原因について調査を進めるが特定できず、また関係職員へ聴取するも原因の特定に至らず、総務部総務課において市顧問弁護士とともに捜査機関へ事前相談、関係書類を提出し、捜査が開始された。</p> <p>11月、市で把握した証拠資料等により総務部総務課が元職員、家族と接見、公金着服の事実について確認し、元職員本人がこれを自供し認めた。</p>
【行為の概要】	<p>総務部波野支所の会計出納管理業務の担当者であった元職員は、会計室窓口において、市税の納付手続きのため来庁した市民の対応を1人で行なった。複数の納期にわたる市税の納付を狙い、納付のあった複数納期の市税を受領、複数納期の納付書へそれぞれ領収印を押印し、直近の納期限となる市税のみを会計処理し、以降に納期限が到来する市税を着服した。</p> <p>また、元職員は、閉庁後その日に受領した市税、手数料、使用料等の公金総額の確認事務について、過不足がなく、あたかも正常であったかのように偽り、日計簿を作成、報告し、出納管理者である上司を欺いた。さらに、着服した市税について、納期限が到来する市税の納付書を他の職員に気付かれないよう密かに出力し、督促処理が行われる前に、これを穴埋め補填し、これら悪質な着服が露見しないよう隠蔽行為に及んだ。</p>

<p>【被害の内容】</p>	<p>令和6年12月2日時点において、市の内部調査で把握した当該事件により被害のあった公金は、固定資産税、国民健康保険税、市県民税であり、全て市税である。被害件数17件、被害総額528,000円となる。</p>
<p>【今後の対応処理】</p>	<p>被害対象の17件に係る市税の納税者に対しては、11月30日までに戸別訪問、面会し、当該事件について謝罪を行うとともに、未納となっている市税の処理方法を説明した。</p> <p>12月2日時点において、未納となっている市税は、元職員の弁済により全て解消されている。</p>
<p>【再発防止策及び取組み】</p>	<p>今回の公金着服事件を受け、再発防止を最優先事項として取組むものとし、当該事件の背景、市民等への影響など、職員間で問題意識を共有、公務員としての倫理観、責任感等の再認識を行うとともに、会計処理規定の再確認、監査機能など内部統制を徹底し、不正防止の体制強化に取り組む。また、倫理教育の実施、内部通報制度の適正な運用など、職場環境の改善や職員の士気向上を図り、全職員が信頼回復の主体者として行動し、市民から信頼される市役所の再構築を目指す。</p>

当該事件に係る管理監督責任等について

<p>市政代表者の責任</p>	<p>市長 給与減額 100分の40 1月(1/1~1/31) 副市長 給与減額 100分の20 1月(1/1~1/31) (令和6年第7回阿蘇市議会定例会に給与を減額する条例改正案を上程。阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正)</p>
<p>管理監督責任</p>	<p>総務部長 訓告 波野支所長 訓告 波野支所次長 訓告 波野支所係長 懲戒(戒告)処分</p>